

古賀市公募型補助金審査要領【改正案】

(目的)

第1条 この要領は、古賀市公募型補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第10条の規定に基づき、古賀市公募型補助金[ ]の審査について必要な事項を定める。

(審査)

第2条 審査は、市長が要綱第10条により、古賀市補助金審査委員会（以下「委員会」という。）に諮問する。

(審査の方法)

第3条 事業の認定に関する審査は2段階で行うこととし、1次審査で要綱第9条により提出された公募型補助金選考申請書（要綱様式第1号）とその添付書類及び当該事業を所管する担当課の意見書を参考に書類審査を行い、1次審査で選考された事業については、2次審査で応募団体によるプレゼンテーション及び質疑応答に基づく公開審査を行うこととする。

2 要綱第7条第2項の規定により補助金の交付期間について複数年の認定を受けた補助事業の2年目以降の審査については、認定した計画の進捗状況や交付申請の内容について確認し、認定した計画の実現性について審査することとする。

3 前項の審査で委員会より提出された疑義については、必要に応じて応募団体に回答及び資料の提出を求め、提出資料に基づき再審査を行うことができる。また、再審査のため特に必要がある場合は、団体に聞き取りを行うことができる。

4 前項の審査を完了した事業は、2次審査を受けたものとして、第6条第3項の公表及び通知を行うものとする。

(1次審査の方法)

第4条 前条の書類審査の審査項目は次とおりとする。

- (1) 補助対象となる団体、事業の要件
- (2) 事業の内容の企画力と期待される効果の有無
- (3) 補助対象経費、補助額及び補助期間の妥当性

2 審査は、それぞれの項目について、その可否を別紙1の審査票により行う。

コメント [古賀市役所1]: (以下「委員会」という。) という誤記があったので削除。

コメント [古賀市役所2]: コメント1により削除した文言を追加。

コメント [古賀市役所3]: 複数年事業の2年目以降については、既に事業の認定がなされているため、1年目事業のみ想定して文言追加。

コメント [古賀市役所4]: 要綱第4条第2項第5号の改正により「3. 既に類似の補助金はないか」を削除する他、その他4点変更(別紙)

コメント [古賀市役所5]: コメント3に同じ

コメント [古賀市役所6]: 2年目以降の事業については事業の認定はなされている為、その実現性等の観点で審査を行う旨明記。

コメント [古賀市役所7]: 書類審査で出た疑義に係る団体の回答を求め、再審査を行う為追記。

コメント [古賀市役所8]: 2次審査を受けないが、受けたものとして、その後の処理を同様に行う為追記。

3 市長は、前項の審査結果について中間答申を得て、その内容を応募したすべての団体の代表者に速やかに別紙2の公募型補助金1次審査結果通知書にて通知する。

コメント [古賀市役所9]: 1次審査の結果通知を市長名で行う為追記。

(2次審査の方法)

第5条 第3条のプレゼンテーション及び質疑応答に基づく公開審査の審査項目は、次のとおりとする。

(1) 公益性

- ・公共の利益に繋がるか
- ・広く市民に開かれているか
- ・応募団体の構成員や特定の人のみが対象となっていないか

(2) 必要性

- ・市の政策に合致しているか
- ・地域や市民のニーズや課題を的確に捉えているか

(3) 効果経済性

- ・資金計画が現実的で適切か
- ・波及効果や新たな展開が期待できるか
- ・将来自立して活動できる可能性が期待できるか

(4) その他

- ・熱意があり、責任をもってやり遂げる覚悟が見受けられるか
- ・新たな視点や発想から提案されているか
- ・独自の専門性やアイデアが活かされているか

2 審査は、それぞれの項目について、各委員が別紙3の審査票により、次の5段階で評価し、20点満点で採点を行う。

区分	評価
高く評価できる	5点
ある程度評価できる	4点
普通程度である	3点
あまり評価できない	2点
評価できない	1点

コメント [古賀市役所10]: 要綱第4条第2項第5号の改正により「・既に類似の補助金がないか」は削除。別紙3 プレゼンテーション審査票の項目からも削除(別紙)

(補助事業の決定)

第6条 委員長は、審査終了後、速やかに各委員の採点を集計し、その平均得点及び事業ごとの意見をまとめ審査結果として、書面により市長に答申するものとする。なお、平均得点が12点を超えない事業及び平均得点が12点を超えるものの評点1点の審査項目を含む事業は選定外として答申する。

2 市長は、その答申に基づき、予算を超えない範囲で決定する。

3 市長は、選考した結果を公表するとともに、2次審査を受けたすべての団体の代表者に速やかに通知する。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。